

○長岡京市立多世代交流ふれあいセンター生涯学習フロア運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長岡京市立多世代交流ふれあいセンター設置条例施行規則（以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者登録)

第2条 長岡京市公共施設予約システム管理運営規則（平成26年長岡京市規則第22号）の規定により生涯学習フロアの利用者登録をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、多世代交流ふれあいセンター利用者登録（変更）申請書（別記様式第1号）を市長に提出又は提示しなければならない。

- (1) 多世代交流ふれあいセンター利用者登録構成員名簿（別記様式第2号）
- (2) 多世代交流ふれあいセンター利用者登録審査書（別記様式第3号）
- (3) 団体情報の公開について（別記様式第4号）
- (4) 利用者登録をしようとする者の活動内容がわかるもの
- (5) 規則第10条に規定する減免を受ける場合は、障がい者1名以上の手帳
- (6) その他市長が必要と認める書類

(使用料等)

第3条 長岡京市立多世代交流ふれあいセンター設置条例（平成21年長岡京市条例第27号）第11条及び第12条に規定する使用料及び特別使用料等についての生涯学習に関するフロアの料金区分は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内 構成員の半数以上が市内在住者である団体、サークル等又は団体、サークル、教室、事業所等の事務所や本部（拠点）等の所在地が市内にあること。
- (2) 市外 構成員の過半数が市外在住者である団体、サークル等又は団体、サークル、教室、事業所等の事務所や本部（拠点）等の所在地が市外にあること。
- (3) 営利 利益等を得ることを目的とする催し等の開催及びそれを実施する教室や事業所、団体等であること。
- (4) 一般 利益を得ることを目的としない催し等の開催及びそれを実施する教室や事業所、団体等であること。

2 前項第3号にあっては当日の利用形態が営利を目的としない内容である旨を利用者が本申請時に申し出た場合は、当該申請分について一般扱いとし、同項第4号にあっては当日の利用形態が営利を目的とする内容であると判明した場合は、その使用料の差額を徴収するものとする。

(抽選申込み期間前の使用の申請)

第4条 規則第6条第2項に規定する抽選申込みの期間（使用しようとする日の属する月の3か月前の月の初日）より前に使用の申請をしようとする者は、生涯学習に関するフロア利用事前承認願（様式第5号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 前項の承認を受けた者は、速やかに本申請を行わなければならない。

3 第1項に規定する事前の使用の申請は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 多世代交流ふれあいセンターの主催又は共催の事業及び会議等に使用するとき。

- (2) 市及び市の機関（外郭団体等、一部事務組合、市立保育所及び小中学校を含む。）の主催又は共催の事業、会議等に使用するとき。
- (3) 国及び府の機関等の主催又は共催の事業、会議等に使用するとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

（当選者の使用の変更申請）

第5条 規則第11条第1項の使用者が抽選の当選者の場合は、当選該当月内での使用日の変更及び使用時間の短縮のみ行うことができる。

（本申請の期間）

第6条 抽選及び仮予約申込み後の本申請の期間の最終日が休業日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い開館日を最終日とする。

（使用時間）

第7条 使用の承認を得た使用時間には、準備から後片付けまでの時間等を含むものとする。

（使用報告書）

第8条 使用者は施設及び設備の使用を終了したときは、使用報告書を提出しなければならない。

（託児室の使用）

第9条 託児室は、生涯学習フロアの各室のいずれかを借用した場合にのみ使用することができる。この場合において、託児室の使用を希望する者は、生涯学習フロアの使用の申請時に同時に申請をするものとする。

- 2 託児室の使用に当たっては、安全保持をはじめそのすべてを使用者が管理しなければならない。

（届出の書式）

第10条 規則第13条第1項の承認は、生涯学習に関するフロア設備付加等届出書（別記様式第6号）を市長に提出することにより行うものとする。

- 2 規則第14条の規定による届出は、生涯学習に関するフロア損傷等届出書（別記様式第7号）を市長に提出することにより行うものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正は平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）										
多世代交流ふれあいセンター利用者登録（変更）申請書										
						年		月	日現在	
長岡京市長		様								
多世代交流ふれあいセンターの利用について、以下の内容で登録申請します。										
フリガナ						フリガナ				
団 体 名						代表者名				
会 員 数	長岡京 市内	名		計		利用内容	例：エアロビクスのレッスン、書道教室、●●研修会、▲▲会議、展示会、勉強会、販売、セミナー ほか			
	市外	名								名
料 金 等	☐ 1回 ☐ 毎 ☐ 週 ☐ 月 ☐ 年	☐ 会費 ☐ 参加費 ☐ 月謝 ☐ 授業料 ☐ その他 ()				講 師	☐ 有 ☐ 無 ☐ 内部 ☐ 外部	講師 謝礼	☐ 有 ☐ 無 ☐ 1回毎 ☐ 週 ☐ 月 ☐ 年	円
フリガナ										
緊急連絡先①		氏 名								
住 所		〒 ()								
電話番号		(携帯)				(自宅)				
フリガナ										
緊急連絡先②		氏 名								
住 所		〒 ()								
電話番号		(携帯)				(自宅)				
活動目的・ 活動内容等		※活動内容がわかるチラシ・パンフレット・HPコピー・規約・規則等を添付してください。								

多世代交流ふれあいセンター利用者登録構成員名簿

※お手持ちの資料で下記内容が記入されているものがあれば、その資料を提出いただくことも可能です。

※団体の代表者、団体内部講師、主催者側等も含めて記入してください。ただし、開催するイベントや事業（教室等含む）で来館者が毎回定まっていない場合や不特定多数の場合は、主催者側のみ記入してください。

※住所欄は、町名「長岡京市開田」や区名「京都市伏見区」等までの記入でも結構です。

※障がい者減免団体として利用者登録を希望される場合、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方は、下記備考欄に「○印」をつけてください。その際、手帳をお持ちの方の中で、代表1名の手帳の提示が必要となります。

※記入していただいた個人情報、市各施設間での施設予約システム利用者登録及び施設利用時の連絡先として以外の目的には使用いたしません。

団体名

番号	氏 名	住 所	役職	電話番号 (自宅・携帯)	備考（手帳等）
例	長岡 太郎	長岡京市長法寺	会長	080-0000-1234	○
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

⇒裏面へ

番号	氏 名	住 所	役職	電話番号 (自宅・携帯)	備考（手帳等）
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					

利用者登録審査書

予約システム第10条の規定による利用者登録の申請について、以下のとおり申し添えます。

※下記項目についてご確認の上、☒チェックをして下さい。

1	☐	盲導犬や介助犬等その対象者のサポートをするために必要な動物以外の動物の持ち込みはしません。また、危険物又は衛生上有害な物は持ち込みません。なお、展示等で前述の物を持ち込む場合は、相当の資格を有していることを証明し、その際は、事前に許可を求めます。
2	☐	<u>多世代交流ふれあいセンター設置条例第7条の規定による団体ではありません。</u> (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する団体 (2) 政治的活動もしくは宗教的活動をする団体 (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれのある組織の利益になる団体
3	☐	施設、附帯設備その他備品等を破損、汚損又は滅失しません。そのような事があった場合、多世代交流ふれあいセンター設置条例第16条の規定により賠償します。
4	☐	騒音、大声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為を行いません。
5	☐	多世代交流ふれあいセンター設置条例及び多世代交流ふれあいセンター設置条例施行規則ほか各種規則・規程等に定められている項目について遵守します。
誓 約		
長岡京市長 様 以上の内容、裏面の内容及び申請書類等について、虚偽の申告が無いことを誓約します。 なお、虚偽と判明した場合は、使用を制限し、又は使用の許可を取消されても異議申し立てはしません。 年 月 日 （団 体 名） （代表者氏名）		

※あてはまる利用内容に☑し、その詳細についてご記入ください。

(利用内容)

☐新規顧客の獲得を目的にした活動

※商品・事業説明会、無料相談会、商品展示会等
(自宅やその他で開催している教室や有料事業等への参加を促す目的で開催される場合も含む)

☐既存顧客への営業活動 ※会員優待イベント等

☐有料の講座・教室・セミナー・イベント等

☐主催者（講師）ではなく、受講者（生徒）が予約する。
☐主催者が予約し、会費や参加費を徴収する場合においても、その費用が施設利用料等の実費負担分である。 ※任意の書類やヒアリングで確認させていただきます。

☐商品の販売（展示即売会、当日は宣伝のみ後日販売・契約等も含む）

☐面接、採用試験、会議、派遣登録会、会社説明会、指導者説明会
学校説明会、研修、その他（ ）

.....
(詳細)

※以下施設担当者記入欄

団体申請者の 確認				法人等団体の 所在地確認	☐ 名刺 ☐ パンフレット ☐ ホームページ ☐ その他（ ）		
利用団体の 構成員確認	☐ 名簿 ☐ 組織図 ☐ 会報・会則・規約等 ☐ その他（ ）						
減免	☐ 無し ☐ 5割 ☐ 全額			料金区分	☐ 市内 ☐ 市外 ☐ 営利 ☐ 一般		
審査 (窓口対応) 担当者		入力 担当者		入力 チェック者		入力日	/
(ヒアリングの内容)							

年 月 日

長岡京市長 様

(団 体 名)

(代 表 者 名)

団体情報の公開について

1、多世代交流ふれあいセンター内掲示板での団体情報の公開について、以下のとおり届け出ます。

☐ 公開しません

☐ 公開を希望します

- ☐ ① 登録団体名
☐ ② 活動内容
☐ ③ 活動回数：月（ ）回、（ ）曜日、AM/PM 時 分～ 時 分
☐ ④ 代表者名
☐ ⑤ 団体 PR（ご記入ください）
- []

2、非営利団体の場合、希望される場合は市ホームページでの公開を行います。

☐ 公開しません

☐ 公開を希望します

- ☐ ① 登録団体名
☐ ② 活動内容
☐ ③ 活動回数：月（ ）回、（ ）曜日、AM/PM 時 分～ 時 分
☐ ④ 代表者名
☐ ⑤ 団体 PR（ご記入ください）
- []

※ 上記 1、2 とともに、代表者連絡先についてのお問合せがあれば、回答いたしますのでご了承ください。

別記様式第5号（第4条関係）											
生涯学習フロア利用事前承認願											
										年	月 日
長岡京市長 様											
下記のとおり使用をしたいので事前承認願います。											
事業名											
事業区分		☐ 行政事務事業 ☐ 主催事業 ☐ 共催事業									
申請者		団体名									
		フリガナ									
		代表者名 （責任者名）									
		住所		〒（ — ）							
		電話番号		携帯							
				自宅							
利用団体名		（※1）									
利用責任者氏名		（※2）									
利用責任者緊急連絡先		（※3）		（ ）							
利用施設		☐ 交流室 ☐ 学習室1 ☐ 学習室2 ☐ 学習室3 ☐ 和室 ☐ 託児室									
利用日		年 月 日（ ）、 時 分～									
		年 月 日（ ）、 時 分まで									
利用予定人数		人									
（※1・2）申請者と当日の利用者が異なる場合は記入											
（※3）必ず、当日連絡がつく電話番号を記入											
※以下事務局記入欄											
受付印（収受印）		入力日	入力者	入力 チェック者	承認 （館長）						
		／									

別記様式第6号（第10条関係）						
生涯学習に関するフロア設備付加等届出書						
				年	月	日
長岡京市長様						
下記のとおり設備を付加してフロアを使用したいので届出します。なお、使用後は、速やかに原状復帰します						
事業名						
届出者	団体名					
	フリガナ					
	代表者名					
	住所	〒（ ）				
	電話番号	携帯				
自宅						
利用施設	☐ 交流室 ☐ 学習室1 ☐ 学習室2 ☐ 学習室3 ☐ 和室 ☐ 託児室					
利用日	年 月 日（ ）、 時 分～					
	年 月 日（ ）、 時 分まで					
利用予定人数	人					
付加設備名	使用目的及び使用理由 ※必要に応じてフロア見取図を添付します。					
※以下事務局記入欄						
受付印（収受印）	受付者	承認 （館長）				

別記様式第7号（第10条関係）									
生涯学習に関するフロア損傷等届出書									
				年			月		日
長岡京市長				様					
下記のとおり附帯設備その他備品等を破損、汚損又は滅失しましたので、届出します。なお、損害については、多世代交流ふれあいセンター設置条例第16条の規定により賠償します。									
団 体 ID	nf00000								
団 体 名									
代 表 者 名									
住 所	〒（ ）								
連 絡 先 電 話 番 号	自宅								
	携帯								
事 業 名									
損傷・滅失した施設又は設備の経過や程度等									
利用日時	年 月 日、 時 分～ 時 分まで								
利用施設	☐ 交流室 ☐ 学習室1 ☐ 学習室2 ☐ 学習室3 ☐ 和室 ☐ 託児室								
※以下事務局記入欄									
処理内容				受付印		受付者		承認 （館長）	